

画像関連学会連合会 規約

第1条

本連合会は、画像関連学会連合会（略称：画像連合、英語名：後日検討）と称する。

第2条

本連合会は、画像諸分野における学協会活動に関する相互の情報連絡の便宜を図り、連合会活動および共同活動を通して画像諸分野の発展並びに普及を行い、併せて社会に貢献することを目的とする。

第3条

本連合会は第2条の目的を達成するために以下の活動を行う。

- (1) 画像諸分野の研究者並びに技術者間のコミュニティを構築し、その発展を目指す。
- (2) 画像諸分野に関連する国内外の代表として活動する。
- (3) その他の画像諸分野に関連する研究・教育に関しての活動を支援する。

*具体的な活動については付則に記す。

第4条

本連合会は、画像諸分野の発展を目的とする以下の要件を満たす学協会によって構成され、それぞれの学協会を1会員とする。

- (1) 学術学会で、この連合の目的に賛同し、共同で活動することが可能な非営利団体
- (2) 研究者・技術者が主たる構成員である非営利団体

第5条

本連合会は運営として会議形態をとり。以下の代表議長（以下議長）並びに代議員からなる。

- (1) 代表議長 1名
- (2) 代議員は会員学協会毎に、学協会から推薦された2名

*会の運営を担当する事務局は議長選出学協会の事務局がこれを兼ねる。

第6条

第5条に掲げる者のうち議長は連合会代議員会（以下代議員会）において代議員の互選によって選出する。

第7条

議長の任期は2年とする。なお、引き続きその任にある場合、2期（4年）を超えて留まることはできない。選出については細則にて別途定める。

第8条

本連合会は毎年1回以上の代議員会を開催する。代議員会は過半数の代議員の出席をもって成立す

る。また、議長が必要と認めたとき、あるいは全会員学協会の1/3以上の要求があったときに臨時代議員会を開催する。

第9条

本連合会の代議員会には、各学協会から推薦された2名の代議員が出席するものとする。また、代議員代理として議決権を付与しない代理者が参加することを認める。

第10条

本連合会には、参画する学協会間において共同の研究会活動を推進するために共同研究委員会、並びに学術雑誌共同発行委員会をおくことができる。

第11条

本連合会には、議長の職責遂行を助けるために議長補佐若干名をおくことができる。議長補佐は、本連合会の会員学協会に所属する研究者並びに技術者のうちから議長が任期を定めて任命する。ただし議長補佐の任期は議長の任期を超えないものとする。

第12条

本連合会への入会および脱退は、所定の書式（別添）に必要事項を記入して議長に提出する。議長は全代議員に可否を諮り、過半数の代議員の賛同が確認された場合に承認される。

第13条

本規約は代議員会で全代議員の過半数以上の賛同をもって改正することができる。

第14条

議決は代議員会において出席代議員の過半数の賛同があれば成立する。ただし、議決案件については会議開催の2週間前までに全代議員に通知しなければならない。

第15条

第4条によって規定される会員学協会は本連合会の運営費として、年額30,000円を納める。2年間滞納した会員学協会は代議員会で議決の上、除名することができる。また、本連合会への入会時に20,000円の入会金を合わせて納めることとする。

付則

- 1) 本連合会の会計年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。
- 2) 運営費は事務局で管理し、代議員会等の開催経費やホームページ維持管理費用等の恒常的な運営経費および本連合会の目的達成のために使用する。
- 3) 本連合会には2名の会計監査委員をおく。代議員の互選により選出し任期は2年とする。監査委員は年度始めの代議員会にて前年度の監査報告を行う。
- 4) 本連合会の会計上の事務局は、東京工芸大学内（下記住所）におく。

東京都中野区本町 2-9-5

5) 第3条記載の活動は以下のものを含む。

- ・ 年次大会の・秋季大会の共催
- ・ 共同研究会活動
- ・ 学会誌・英文論文誌の共同発行
- ・ 国際会議の共催
- ・ 講師の相互派遣

連合代表選出議決細則

1. 議長は会員学協会の所属であり、会員学協会の会長あるいはそれに準じるものから選出する。
2. 会議の議長選出議決にあたっては各代議員が1個の議決権と1票の投票権を持つ。2名の代議員の内どちらかが出席できない場合、出席した代議員が2票の投票権を持つ。
3. 本細則の改正は規約の改正規程に準ずる。